



テキストチェックゼミ 第3回

～第2章第3節から第5節～

TAC監査論講師
岡田 健司



ガイダンス～テキストチェックゼミの目的～

■最終的な目的

「体系的に監査論を理解するためのヒントと勉強方法を提供」

■このテキストチェックゼミの主眼(受講する意義)

1. テキストの意味内容(深い意味)を整理する
2. テキスト間・論点間のつながりを明示する
3. 他の受講生のレベルを知る

※注意点※

最大限効果を高めるために、**予習を前提**とし（但しガチの暗記不要）、かつ、2時間という限られた時間での進行であるので**全ての論点を網羅したものではない**点に注意してください。



ガイダンス～監査論は何を学習する科目か～

■何を学習しているのか

1. 社会的信頼に足る監査を実施するための「しなければならない」ルール
2. 上記の趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景

■このテキストチェックゼミとの関連

1. 殆ど取りあげません(一部例外あり)
2. こちらをメインにとりあげます

※補足※

1. のルールの多くは法令基準集に掲載されています。
したがって、論文監査論学習上、1. については法令基準集の検索能力を高める、2. については日頃から考える癖をつける、重要なものは覚えるという学習方針となります。



ガイダンス～今後の進行（予定）～【第2回目の実施を受けて更新】

	日程	主な内容（学習テーマ）	該当図表	テキストの範囲	該当頁
1	1月8日	ガイダンス、第1章（財務諸表監査総論）及び第2章（監査の実施）から主に監査の必要性、財務諸表監査の目的・前提・機能、監査主体の条件、監査実施の全体像、監査意見形成の論理	図表1	第1章～第2章第2節	1頁～51頁
2	1月22日	監査論1位の合格者に聞こう！&第2章（監査の実施）から主に監査手続、監査証拠（確認まで）	図表2	第2章第2節	52頁～63頁
3	2月12日	第2章（監査の実施）から主に、監査証拠（立会から）内部統制、試査、リスク・アプローチ、リスク評価と対応、特検リスク、会計上の見積り、監査上の重要性	図表3・4	第2章第3節～第5節	64頁～128頁
4	2月26日	第2章（監査の実施）から監査計画、グループ監査、経営者確書、第3章（監査報告）	図表5・6	第2章第6節～第8節、第3章	129頁～212頁
5	3月12日	第4章（個別論点）から主に不正等への対応、継続企業、監査役等とのコミュニケーション、KAM、後発事象、契約の新規の締結及び更新、監査人の交代、その他の記載内容	図表7	第4章	213頁～284頁
6	3月26日	第5章（保証業務）から主に四半期レビュー、内部統制監査、特別目的の財務諸表に対する監査	－	第5章	285頁～352頁
7	4月16日	第6章（監査制度）から主に法令違反等事実、監査人の独立性、概念的枠組みアプローチ、守秘義務の解除、監査基準の改訂の歴史その他横断的に論点を整理	－	第6章含む全範囲	全範囲

※ 予習を前提とします。

※ 当日は2023年度上級テキストと（可能であれば）法令基準集をご用意ください（ゼミ中に両方みていただいて構いません。）。



第3回(主な学習テーマ)

■第2章(監査の実施(実施論))

監査手続の種類(52・53頁、59頁～65頁、78・79頁)、内部統制(68～72頁)、内部統制と監査手続の関係性(74～77頁)、試査(80～87頁)、リスクアプローチ(90～100頁)、リスク評価(102～109頁)、リスク対応(110～115頁)、特検リスク(116～118頁)、会計上の見積りの監査(119～124頁)、関連当事者の監査(125頁)、監査上の重要性(125～128頁)



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－17

「立会という監査手続はどういった財務諸表項目のどういった監査要点の立証に実施されるか述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-17

「立会という監査手続はどういった財務諸表項目のどういった監査要点の立証に実施されるか述べてください」

A2-17 該当テキスト頁:64頁

- 一般的に「**棚卸資産(在庫)**」という財務諸表項目の「**実在性**」、「**評価の妥当性**(状態)」、「**網羅性**」などの立証に用いられる監査手続です。
- そこで、具体的には、64頁(1)の①のような監査手続を実施します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－18

「内部統制の4つの目的を列挙するとともに、監査上一般的に最も重要とされるものはどれか答えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-18

「内部統制の4つの目的を列挙するとともに、監査上一般的に最も重要とされるものはどれか答えてください」

A2-18 該当テキスト頁: 69頁・75頁

- ①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全です。②は財務報告の信頼性を高めるために、虚偽表示を防止・発見・是正することを意味します。具体的には、ダブルチェック、承認・照合、声かけなどです。
- 監査上一般的に最も重要とされるのは、②財務報告の信頼性です。
- ただし、②以外の内部統制も監査で関連する範囲で検討対象とします(例えば、③法令の遵守等は230頁～)



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－19

「内部統制の基本的要素のうち、最も重要なものは何か理由とともに説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-19

「内部統制の基本的要素のうち、最も重要なものは何か理由とともに説明してください」

A2-19 該当テキスト頁:70頁

- 最も重要なのは、「**統制環境**」です。
- なぜならば、**他の基本的要素の全般的な基礎をなし、影響を及ぼす基盤**だからです。
 - 例示として、経営者の誠実性、倫理観、経営方針、経営戦略などを覚えておきましょう。
- もし統制環境の不備がある場合には、**財務諸表全体レベルRMM**があると判断されることもあります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－20

「内部統制の固有の限界について、説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-20

「内部統制の固有の限界について、説明してください」

A2-20 該当テキスト頁:72頁

- 72頁の**4つの論拠**のとおりです。
 - ①は共謀があれば機能しなくなる、②は内部統制は非定型的なものには機能しづらい、③費用対効果を考えて整備・運用されるということです。
 - ④はテキスト221頁(3)とセットで学習するようにしてください。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－21

「内部統制の整備評価手続（内部統制の理解）と運用評価手続の目的や違いについて述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-21

「内部統制の整備評価手続(内部統制の理解)と運用評価手続の目的や違いについて述べてください」

A2-21 該当テキスト頁:76頁・78頁・79頁

- 「**整備評価手続**」は、①評価(一)時点で内部統制のデザインを評価し、②業務に適用されているかどうかを判断する目的で実施します。また、「**運用評価手続**」は、監査対象期間である1年間にわたって内部統制が有効に運用されているかどうかを判断する目的で実施します。その他相違点については論文対策問題集2-3-4参照。
- なお、実際の監査手続としては同じようなことを実施します。整備評価手続はサンプルとして1件、運用評価手続はサンプルとして25件見るといった違いです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－22

「リスク対応手続である実証手続と内部統制の運用評価手続の目的についてそれぞれ述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-22

「リスク対応手続である実証手続と内部統制の運用評価手続の目的についてそれぞれ述べてください」

A2-22 該当テキスト頁:76頁・77頁

- 「**実証手続**」は、**監査人が虚偽表示を看過しない**ために実施されます。
- 「**運用評価手続**」は、**監査対象期間である1年間にわたって内部統制が有効に運用されているかどうか、虚偽表示との関連では、内部統制が有効に運用され虚偽表示を防止・発見・是正されうるかどうか**を判断する目的で実施します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－23

「現在の財務諸表監査において試査が原則とされている理由について、簡潔に述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-23

「現在の財務諸表監査において試査が原則とされている理由について、簡潔に述べてください」

A2-23 該当テキスト頁:81頁

- テキスト81頁の**4つの論拠**のとおり。
- なお、①が試査でなければならない理由、②～④が試査が許容される理由を述べている点に注意。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－24

「精査が用いられる場合を1点列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-24

「精査が用いられる場合を1点列挙してください」

A2-24 該当テキスト頁:81頁

- テキスト81頁の(参考)のとおり。**母集団が少数の金額的に重要な項目で構成されているような場合には、試査の論拠が成立しないことから通常精査が用いられることになります。**



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－25

「実務的には実証手続の実施の際、①監査サンプリングによる試査と②特定項目抽出による試査がどのように使い分けられていると考えられますか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-25

「実務的には実証手続の実施の際、①監査サンプリングによる試査と②特定項目抽出による試査がどのように使い分けられていると考えられますか」

A2-25 該当テキスト頁:82頁・87頁

- 通常まず母集団から②によって特定項目を抽出し監査手続(実証手続)を実施します。
- そのうえで、②によって抽出されなかった残余(子母集団)について①によってサンプリングを行い項目を抽出し、監査手続(実証手続)を実施します。そして、抽出した項目から得た結果から残余(子母集団)全体についての結論(残余全体でみて重要な虚偽表示があるかどうか)を形成します(テキスト87頁)
 - これらの①②の結果を組み合わせ母集団全体の結論(母集団には重要な虚偽表示があるかどうか)を形成します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第3節

Q2－26

「①監査サンプリングによる試査と②特定項目抽出による試査の相違点を簡潔に述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第3節

Q2-26

「①監査サンプリングによる試査と②特定項目抽出による試査の相違点を簡潔に述べてください」

A2-26 該当テキスト頁:82頁

- ①サンプルの抽出を監査人の判断で行うかどうか、②母集団全体の推定をするか、という違いです。
- (①の帰結として) サンプルが母集団全体の特性を反映しているかが異なるため、②の推定ができるかどうかが変わってくることになります。

分類	抽出方法	抽出サンプル	母集団推定
監査サンプリング	監査人が判断せず無作為に抽出	母集団の特性を反映	できる→する
特定項目抽出による試査	監査人の判断で作為的に抽出	母集団の特性を未反映	できない→しない



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－27

「リスクアプローチとは何か、説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-27

「リスクアプローチとは何か、説明してください」

A2-27 該当テキスト頁:90頁

- テキスト90頁(1)の定義のとおり
- **効果**とは監査の目的との関連で押さえてください、すなわち、監査の目的である、財務諸表には、全体として重要な虚偽表示がないことを合理的に保証するために**重要な虚偽表示を看過しない**ことです。
- **効率**とは、その効果を限られた監査の人員や時間(監査資源)で達成することです。

● なお、効果が優先されるべきなので効果を犠牲して効率を追求することはありません。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－28

「監査の目的を達成するためには、監査人は監査リスクをどのようにしなければならぬか、教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-28

「監査の目的を達成するためには、監査人は監査リスクをどのようにしなければならぬか、教えてください」

A2-28 該当テキスト頁: 90頁・91頁

- 監査の目的は、財務諸表には、全体として重要な虚偽表示がないことを合理的に保証することですから、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性である監査リスクは**合理的に低い水準(許容可能な低い水準)に抑える必要**があります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－29

「では、監査人が監査リスクを合理的に低い水準に抑えるためには、どのような対応が必要となるか、監査リスクモデルを踏まえて教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-29

「では、監査人が監査リスクを合理的に低い水準に抑えるためには、どのような対応が必要となるか、監査リスクモデルを踏まえて教えてください」

A2-29 該当テキスト頁:93頁・94頁

- 重要な虚偽表示リスクを「**評価**」し、その水準に応じて発見リスクを「**決定**」する必要があります。
- 重要な虚偽表示リスクが高い場合には発見リスクを「**低く**」「**決定**」し、実証手続をより**充実**させる必要があります。すなわち、①**種類**、②**時期**、③**範囲**の観点で実証手続をより充実させ、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要があります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－30

「平成17年の監査基準改訂で導入されたリスクアプローチの特徴を3点列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-30

「平成17年の監査基準改訂で導入されたリスクアプローチの特徴を3点列挙してください」

A2-30 該当テキスト頁:95頁

- ①事業上のリスクの考慮、②重要な虚偽表示リスク(RMM)という概念の導入、③全体レベルRMMと項目レベルRMMの2つのレイヤーでの評価の3つです。なお、③のうち、項目レベルRMMについては原則として固有リスクと統制リスクは結合して評価するものとされていました。
- もう1点挙げるとすると④特検リスクという概念の導入です。
- この平成17年監査基準改訂が現在の監査の基礎を作っていますので非常に重要な改訂といえます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－31

「令和2年度の監査基準において改訂されたリスクアプローチの修正点を1点列挙してください、また明確にされた点を1点列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-31

「令和2年度の監査基準において改訂されたリスクアプローチの修正点を1点列挙してください、また明確にされた点を1点列挙してください」

A2-31 該当テキスト頁:118頁①、105頁、92頁

- 項目レベルRMMの評価について、**固有リスクと統制リスクは分けて評価**しなければならないとされました。
- **項目レベルRMMの識別は固有リスクの識別によって行う**ことが明確にされました。また、その固有リスクの識別にあたって**固有リスクの発生可能性を左右する要因である固有リスク要因を考慮**することが明確にされました。つまり、固有リスク要因は令和2年度の監査基準改訂によって新たに明記された概念です。

なお、あくまでも上記の改正は項目レベルRMMのことであり、全体レベルRMMの評価方法は従来から変更ありません。すなわち、全体レベルRMMは重要な虚偽表示リスクとして評価します(97頁(※2))。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－32

「固有リスク要因とは何か簡単に説明してください、また具体的な内容を複数列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-32

「固有リスク要因とは何か簡単に説明してください、また具体的な内容を複数列挙してください」

A2-32 該当テキスト頁:92頁

- 固有リスク要因は簡単にいうと、**虚偽表示の発生可能性を左右する要因**をいいます。
- 具体的には、**複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向、不正リスク要因**などです。後述のとおり、**事業上のリスク**も含まれます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－33

「なぜ重要な虚偽表示リスクの識別にあたって、経営者が負っている事業上のリスクを考慮する必要があるのか教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-33

「なぜ財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクの識別にあたって、経営者が負っている事業上のリスクを考慮する必要があるのか教えてください」

A2-33 該当テキスト頁:95頁

- 事業上のリスクは一種の固有リスク要因ですから、経営者が負っている**事業上のリスクを考慮することで項目レベルRMMの識別に資する**からです。事業上のリスクは経営者に課せられた「企業価値の増大」という命題を阻害するさまざまな要因です。この事業上のリスクを考慮することで**経営者が関与して生じる項目レベルの重要な虚偽表示の識別に役立つ**と考えられるのです。
- 事業上のリスク(平成17年導入)、固有リスク要因(令和2年導入)は導入時点は違いますが、類似の概念で、事業上のリスクは固有リスク要因に含まれる関係(事業上のリスクは一種の固有リスク要因)です。いずれも項目レベルRMMの発生原因になりうる要因(項目レベルRMMの親玉菌)といえます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－34

「なぜ重要な虚偽表示リスクの識別にあたって、全体レベルと項目レベルに分けて評価することが求められるのか、2つの観点から説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第4節

Q2-34

「なぜ重要な虚偽表示リスクの識別にあたって、全体レベルと項目レベルに分けて評価することが求められるのか、2つの観点から説明してください」

A2-34 該当テキスト頁:98頁

- 第1に、全体レベルRMM、項目レベルRMMでは**その後に求められる対応が異なる**からです。
 - 全体レベルには「全般的対応」、項目レベルには「運用評価手続と実証手続からなるリスク対応手続」でした。
- 第2に、全体レベルRMM、項目レベルRMM各々の**識別にあたって理解・考慮する要因が異なる**からです。
 - 共通して企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組みを理解する必要があります。
 - さらに、項目レベルRMMの識別には**全体レベルRMMや、事業上のリスク、不正リスク要因等を含む固有リスク要因を考慮**する必要があります。
 - また、全体レベルRMMの識別には**内部統制、特に統制環境を考慮**する必要があります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－35

「監査計画を立案するためにはリスク評価手続、リスク対応手続のいずれを実施しなければならないか答えてください」



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－35

「監査計画を立案するためにはリスク評価手続、リスク対応手続のいずれを実施しなければならないか教えてください」

A2－35 図表1、図表2参照

- 監査計画の立案のためには、**まずリスク評価手続**を実施しなければなりません。
- 具体的には、**①企業及び企業環境、②適用される財務報告の枠組み、③内部統制システムを理解**します。
- また、上記の理解のために、104頁記載の手続（質問、分手、観察及び記録文書の閲覧＋監査チーム内の討議）を実施します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第4節

Q2－36

「全体レベルRMMに対する全般的な対応とは具体的にはどのような対応を意味しているか教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-36

「全体レベルRMMに対する全般的な対応とは具体的にはどのような対応を意味しているか教えてください」

A2-36 該当テキスト頁:110頁

- ①補助者の増員、②専門家の配置、③適切な監査時間の確保 等 です。



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-37

「項目レベルRMMに対する対応として具体的にどのような選択肢を取りうるか教えてください(不正リスク、特検リスクは考慮しません。)」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-37

「項目レベルRMMに対する対応として具体的にどのような選択肢を取りうるか教えてください(不正リスク、特検リスクは考慮しません。)」

A2-37 該当テキスト頁:111頁

- ①運用評価手続のみの実施、②実証手続のみの実施、③両者の組合せ の3つの選択肢です。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－38

「例えば、3月決算において売掛金の残高確認を3月末を基準日とせずに、2月末を基準日として実施するとします。その場合に監査人に求められる対応について教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-38

「例えば、3月決算において売掛金の残高確認を3月末を基準日とせずに、2月末を基準日として実施するとします。その場合に監査人に求められる対応について教えてください」

A2-38 該当テキスト頁:114頁(参考)②

- 2月末を基準日とした売掛金の残高確認によって得られる監査証拠が十分かつ適切かどうか、すなわち、**2月末の売掛金に重要な虚偽表示がないことを確かめる**必要があります(63頁(4)、(5)のとおり)。
- そのうえで、意見の表明対象である3月末まで当該証拠の証明力(売掛金に重要な虚偽表示がないということ)を引き延ばすための**ロールフォワード手続を実施する**必要があります。
- 具体的には、**必要に応じて運用評価手続を実施し、必ず実証手続を実施**します。
- 実証手続としては、売掛金の増加要因(例えば、売上高)を裏付けること、売掛金の減少要因(例えば、入金)を裏付けることが必要です。
- より具体的には、売上高を裏付けるために送り状写しや検収書などの証憑突合を実施したり、入金を裏付けるために通帳等を閲覧します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－39

「監査の実施過程で新たな事象が発生したり、新たな事実に気づいた場合
監査人はどのような対応をしなければならないか教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2－39

「監査の実施過程で新たな事象が発生したり、新たな事実気づいた場合
監査人はどのような対応をしなければならないか教えてください」

A2－39 該当テキスト頁:113頁、132頁

- 改めて**リスク評価手続を実施**し、これまでのリスク評価が適切だったかを振り返り、必要に応じてリスク評価を見直ししなければなりません(**リスクの再評価**)。
- もし、それによってリスク評価が見直しされる場合には連動して**監査計画の修正**が必要になります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－40

「テキスト116頁の図をもとに、どのように重要な虚偽表示リスクや特検リスクを識別するのか説明してください。」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-40

「テキスト116頁の図をもとに、どのように重要な虚偽表示リスクや特検リスクを識別するのか説明してください」

A2-40 該当テキスト頁:116頁、92頁、105頁

- 固有リスク要因が虚偽表示の発生可能性を左右するので、固有リスク要因を考慮して虚偽表示の発生可能性を検討します(Q32のとおり)。
- 次に、その虚偽表示の影響の度合いを検討し、いずれとも合理的な可能性があれば固有リスクがある。すなわち、重要な虚偽表示リスクがあるものとして、重要な虚偽表示リスクを識別します(なぜならば、重要な虚偽表示リスクは固有リスクで識別するから(Q31のとおり))。
- そのうえで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価されたものが特検リスクです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－41

「特検リスクでもある項目レベルRMMに対する対応としては具体的にどのような選択肢を取りうるか教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-41

「特検リスクでもある項目レベルRMMに対する対応として具体的にどのような選択肢を取りうるか教えてください」

A2-41 該当テキスト頁:118頁

- (イ)実証手続のみか、(ロ)運用評価手続及び実証手続の組合せのいずれかになります。
- また、(イ)の場合にはテキスト118頁②後段のとおり、詳細テストを含めなければなりませんでした。
- また、運用評価手続はテキスト118頁①のとおり当年度監査において実施、実証手続はテキスト118頁②の前段のとおり当該特検リスクに個別に対応したものでなければなりませんでした。
- 論対4回目で配布する【図表8】も参照してください。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－42

「会計上の見積り項目について監査人はその●●●を確かめる必要があります。●●●に当てはまる言葉を答えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-42

「会計上の見積り項目について監査人はその●●●を確かめる必要があります。●●●に当てはまる言葉を答えてください」

A2-42 該当テキスト頁:119頁

- **合理性**です(適切性や適正性といった言葉を使用しないでください。)



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2－43

「会計上の見積り項目を複数列挙してみてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-43

「会計上の見積り項目を複数列挙してみてください」

A2-43 該当テキスト頁:122頁

- 例えば、次のようなものがあります。
 - 固定資産の減損会計
 - 繰延税金資産の回収可能性
 - 売掛金や貸付金等の債権の回収可能性(貸倒引当金)
 - 関係会社株式やのれんの減損の要否
 - 資産除去債務(原状復帰費用)
 - 損害賠償損失引当金 など



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－44

「会計上の見積りの監査にあたっても固有リスク要因の検討を踏まえたリスク評価が重要になります。会計上の見積りの固有リスク要因として特に重要な要素を3つ列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-44

「会計上の見積りの監査にあたっても固有リスク要因の検討を踏まえたリスク評価が重要になります。会計上の見積りの固有リスク要因として特に重要な要素を3つ列挙してください」

A2-44 該当テキスト頁:119頁

- 特に重要なものは①複雑性、②主観性、③見積りの不確実性の3つです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－45

「会計上の見積りに関するリスク評価手続としていわゆるテキスト120頁（2）②の「バックテスト」の実施が求められます。

なぜリスク評価手続としてバックテストの実施が必要となるのか説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-45

「会計上の見積りに関するリスク評価手続としていわゆるテキスト120頁(2)②の「バックテスト」の実施が求められます。

なぜリスク評価手続としてバックテストの実施が必要となるのか説明してください」

A2-45 該当テキスト頁:120頁

- 経営者の見積りプロセスの不備の認識を通じて**重要な虚偽表示リスクの識別に役立つ**からです。
- なお、経営者の見積りプロセスについては【図表3】を参考にしてください。左半分です。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－46

「会計上の見積りの監査にあたっては、経営者が行った見積りの検討として、見積項目の①仮定、②データ、③見積手法の検討が必要になります。

資産除去債務に当てはめてこの3つの内容を説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-46

「会計上の見積りの監査にあたっては、経営者が行った見積りの検討として、見積項目の①仮定、②データ、③見積手法の検討が必要になります。

資産除去債務に当てはめてこの3つの内容を説明してください」

A2-46 該当テキスト頁:122頁

- ③の「**見積手法**」とは、 $(\text{将来の撤去費用} \div (1 + r(\text{割引率}))^n)$ で計算する計算式のことです。
- ①の「**仮定**」とは、5年後に撤去するというものです。②の「**データ**」とは、具体的な撤去費用や5年の無リスク利子率(例えば、国債金利)による割引率です。
- なお、退職給付債務についてはテキスト122頁参照。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－47

「関連当事者について、経営者は財務諸表上どのような対応が求められるか教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-47

「関連当事者について、経営者は財務諸表上どのような対応が求められるか教えてください」

A2-47 該当テキスト頁:124頁

- 一定金額以上の関連当事者との取引について、会社と関連当事者との関係、取引の内容・金額・条件、債権債務の期末残高等の**注記が必要**とされています(テキスト124頁(※2))。
- つまり**この注記が漏れなく正確に記述されているか**を監査人は検討しなければなりません。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－48

「関連当事者の監査にあたって監査人が立証すべき監査要点を2点列挙してください」



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－48

「関連当事者の監査にあたって監査人が立証すべき監査要点を2点列挙してください」

A2－48 該当テキスト頁：124頁

- 注記の「**表示の妥当性**」と「**網羅性**」です。
- そのために、124頁に記載の諸手続の実施が求められます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－49

「監査上の重要性について、監査上誰にどのような影響があれば重要だと考えているか説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-49

「監査上の重要性について、監査上『何が』『誰に』『どのような』影響があれば重要だと考えているか説明してください」

A2-49 該当テキスト頁:125頁

- 虚偽表示が、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に重要だと考えています。



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2－50

「重要性の基準値と手続実施上の重要性の違いを説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2－50

「重要性の基準値と手続実施上の重要性の違いを説明してください」

A2－50 該当テキスト頁:126頁

- 図表4のとおりです。
- 重要性の基準値が**財務諸表全体**に対する重要性、手続実施上の重要性は**財務諸表項目**に対して監査手続(主に、実証手続)を実施する際に考慮する重要性です。



第2章(監査の実施(実施論)) 第5節

Q2-51

「重要性の基準値100、手続実施上の重要性50、明らかに僅少とする額5とします。

ここで、監査した結果、虚偽表示が4つ(A:60、B:40、C:10、D:4)発見されたとします。

監査人に求められることについて説明してください」



第2章（監査の実施（実施論）） 第5節

Q2-51 問題割愛します。

A2-51 該当テキスト頁：127頁・128頁・200頁

- 図表4のとおりです。
- まず、**虚偽表示Dを除き、虚偽表示を集計**します（明らかに僅少とする額5を超えているA、B、Cを集計）。
- そのうえで、監査計画の修正が必要ではないかを判断します（虚偽表示がたくさん発見されているためリスク再評価）。
- さらに、**集計した当該虚偽表示（A、B、C）を修正するよう、経営者に求めます（指導的機能の発揮）**。
- もし、**当該虚偽表示が修正されない場合にはその理由を確かめるとともに、当該未修正の虚偽表示の合計額（ $\Sigma A \sim C = 110$ が重要性の基準値100に照らして重要かどうかを判断**します。
- 通常、この状況であれば未修正の虚偽表示が重要性の基準値を超えているため虚偽表示は重要である、すなわち、意見に関する除外があると判断すると考えられます。



絶対に合格して
会計士になろう！



絶対合格宣言！